

入札説明書

令和8年旭川市告示第198号に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年4月17日（金）

2 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階

旭川市行財政改革部行政DX課

電話 0166-25-5490

電子メール johoseisaku@city.asahikawa.lg.jp

3 入札に付する事項

(1) 入札件名 Microsoft 365のライセンス取得

(2) 使用期間 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

(3) 概要 入札説明書のとおり

(4) 履行場所 入札説明書のとおり

(5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 本市の入札参加資格登録があり、取扱品目番号に、「4011：コンピューター及び周辺機器賃貸借」かつ「4017：ソフトウェア賃貸借」の参加資格要件を満たす者であること。

なお、本市が定める経営規模等審査基準において、格付等級がAであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 過去3年間（令和5年度から令和7年度まで）に、旭川市、他の地方公共団体又は国と種

類をほぼ同じくする契約を締結又は履行していること。

- (6) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係・人的関係については14（3）を参照のこと。）。

5 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

2に同じ。

6 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び、必要に応じて資本関係・人的関係調書（その2）（様式第2号。以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

なお、期間内に申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 提出期間 令和8年4月17日（金）から令和8年5月7日（木）までの旭川市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで

- (2) 提出場所 2に同じ。

- (3) 提出方法 持参によること（持参以外の方法によるものは受け付けない。）。

- (4) 提出確認

申請書及び確認資料の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接交付する。

- (5) 入札参加資格の確認

申請者には、令和8年5月11日（月）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を電子メールで交付する。なお、この期限の翌日において通知がない場合は、2の担当部局に確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (6) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

7 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意のものとする。）で市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年5月12日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 持参によること（持参以外の方法によるものは受け付けない。）。

- (2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和8年5月14日(木)までに説明を求めた者に対し理由説明書を電子メールで通知する。

8 仕様書の質問等

- (1) 仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書(様式第3号)により提出すること。
- ア 提出期限 令和8年5月15日(金)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 2に同じ。
 - ウ 提出方法 電話連絡の上、電子メール又は持参で提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ア 閲覧期間 令和8年5月15日(金)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所 2に同じ。なお、旭川市行財政改革部行政DX課ホームページにも掲載する。

9 入札

(1) 入札の日時及び場所

令和8年5月18日(月) 午前10時
旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎7階 会議室7B

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所で行う。

(3) 入札方法

- ア 旭川市委託契約等競争入札心得(別紙1)を承知すること。
- イ 入札書(様式第4号)を持参し投函すること(持参以外の方法による入札は認めない。)
- ウ 会社名及び氏名の入った氏名票を着用の上、入札指定時刻の10分前までに受付を終え、入札会場内で待機すること。
- エ 入札参加者は、代理人を選任して入札に参加させようとするときは、入札執行前にその旨を証する委任状(様式第5号)を入札執行者に提出すること。
- オ 入札参加者は、入札執行前に入札を辞退する場合は辞退届(様式第6号)を市長(2の契約担当部局)に提出すること。入札執行中に入札を辞退する場合は辞退届(様式第6号、又はその旨を記載した入札書(様式第4号)を直接入札執行者に提出すること。

10 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び旭川市委託契約等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長が入札参加資格を有する旨を確認した者であっても、入札時点において4に掲げる資格がない者のした入札は無効とする。

11 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。なお、落札者にあつては、落札後直ちに業務履行実績調書（様式第7号）を2の契約担当部局に提出すること。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 契約条項 別紙2のとおり

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 最低制限価格の設定 しない。

(7) 支払条件 一括払いとする。

12 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合、入札を中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

13 入札執行回数

2回を限度とする。

14 その他

(1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市委託契約等競争入札心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 4(6)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定で選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合

(4) その他、入札に関する問合せ先

2に同じ。